

令和8年度尾張旭市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

(令和8年7月10日制定)

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署が発注する物品等の調達について適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者雇用事業所（※）

（※）要件 ① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の雇用割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象品目

本市において、調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（弁当・菓子・パン等）
- ・日用品類、普及・啓発用品類
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・印刷物類（名刺、リーフレット、チラシ等）
- ・資源回収作業
- ・施設、公園等の除草・清掃作業
- ・軽作業
- ・その他の障害者就労施設等が提供可能な役務

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

- | | |
|-----------|------------|
| ・優先調達の目標額 | 11,600千円以上 |
| 〔内訳　・物品 | 1,200千円以上〕 |
| ・役務 | 10,400千円以上 |

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、調達の可能性について検討し、物品等の調達拡大に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに適時・適切に更新し、本市の全部署に情報提供し、優先調達の推進に努める。
- (3) 障害者施設等からの物品の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第1号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。
また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。
- (4) 市補助団体等からの物品等の調達にも配慮するほか、障害者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や、市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めるものとする。

7 情報の提供

物品等の調達の推進に係る情報は、市ホームページ等により障害者就労施設等へ提供する。

8 推進体制

本制度の所管は、健康福祉部地域福祉課とし、必要に応じて関係部署等を対象とした会議等を開催し、実施状況の把握や協力依頼等を行い、調達の推進を図る。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、速やかに市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、毎年度会計年度終了後に概要を取りまとめ、速やかに市ホームページ等で公表する。

10 その他

この調達方針に定めるもののほか、調達方針の実施について必要な事項は、市長が別に定める。